



防災・防犯

防災対策

地震対策

●問合せ 危機・災害対策課

TEL 03-5246-1092・1093・1094

FAX 03-5246-1099

区の対策

▶情報提供体制

大地震などによる災害時の情報伝達のため、学校や公園、民間ビル屋上などに、防災行政無線の屋外拡声器を設置しています。さらに、放送内容をメールや防災アプリでお知らせします。電話による聞き直しも可能です。

・自動電話対応サービス 03-5246-4057

・たいとう防災気象情報メール……
気象情報や区からの防災情報などをメールでお知らせします。



・防災アプリ「台東防災」……
災害時の情報提供だけでなく、日頃の防災学習にも役立ちます。



▶街頭消火器の設置

区内各所に消火器(緑色の円柱ケース又は赤色の四角いケース)を設置しています。消火器を使用したり、ケースの破損を見かけたときは、危機・災害対策課へご連絡ください。

▶食料・生活必需品などの備蓄

区内の拠点防災備蓄倉庫及び避難所となる小・中学校等に、主に避難所で使用する食料・生活必需品をはじめとする物資・資器材を備えています。また、飲料水等を確保するため、耐震地下貯水槽、深井戸、浅井戸、応急給水栓なども整備しています。

地域の備え

▶防災団（自主防災組織）

区では、地域の人々が協力しあって組織的に防災活動をする団体として、町会を単位に防災団（自主防災組織）の結成・活動をお願いしています。

結成時に、防災活動に必要な資器材・装備品などの費用の一部を助成します。また、防災訓練経費や資器材・備品購入経費の一部を助成します。

▶避難行動要支援者への取組

区では、高齢者や障害者など災害発生時に自力で避難することが困難な方の名簿を作成し、警察署、

消防署、消防団、民生委員、協定を締結した町会へ名簿を提供することで、災害時に配慮が必要な方への避難支援体制を構築しています。名簿への登録を希望する方は、危機・災害対策課までご連絡ください。

家庭の備え

▶家庭内での防災会議

地震の際のそれぞれの役割、離ればなれになったときの連絡方法、避難先などを確認しましょう。

▶わが家の安全対策

家具の転倒防止器具や食器棚からの食器の落下防止器具の取り付けや窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付など、室内の被害を少なくする対策をしましょう。

・防災用品のあっせん

区では家具の転倒防止器具などの防災用品のあっせんを行っています。

▶建物の耐震性の強化

昭和56年以前に建てられた建物は、耐震診断を行い、耐震強度が不足している場合は、補強しましょう。

▶ブロック塀やがけ・擁壁の点検

日頃から表面の状態を点検し、危険と思われるたら専門家にてもらい、安全を確認しましょう。

▶火事を出さないために

石油ストーブやガス器具など、火気の周りは常に整理し、消火器は家庭に最低1本は備えましょう。

▶家庭内備蓄

避難所、在宅いずれの場所で避難する場合でも最低3日分（できれば7日分）の食料（アルファ米、乾麺、缶詰など）、飲料水、携帯トイレ、ラジオ、懐中電灯、常備薬、日用品などを準備する。時々、点検をして入れ替えることが必要です。

▶日常備蓄（ローリングストック）

在宅生活する上で必要な食料品や生活必需品を、日頃から備えて、ふだん使っているものを常に少し多めに購入し、古いものから順に消費、減った分を補充します。

▶防災訓練への積極的参加

区、消防署、防災団、町会が実施する防災訓練に積極的に参加し、防災行動力を身につけましょう。

▶隣近所はお互いに助け合いを

ふだんから防災や、高齢者、要配慮者の避難の手助けなどについて話し合っておきましょう。



防災・防犯

避難の方法（地震の時）

自宅が安全である場合は、自宅にとどまり、在宅避難をするとともに地域での助け合いの活動に参加します。

在宅避難できない場合は、以下の避難行動をとります。

1. 家屋に倒壊のおそれがある、自宅に火災が迫っている場合は、一時集合場所に集まり、避難所に移動する際のグループを形成します。
2. 一時集合場所から町会単位で指定されている避難所に避難します。
3. 避難所に火災の延焼リスクが高まった場合は、避難場所に避難します。
4. 生命の危険が迫っている場合は、一時集合場所や避難所に集合せず、身の安全を守る最善の行動をとってください。区では、避難所等を掲載した防災地図の作成や防災アプリなどで情報を発信していますので活用してください。

避難する場所（地震の時）

▶一時集合場所

家屋倒壊のおそれや自宅に火災が迫っている場合、避難所や避難場所に避難するために、一時的に集合する場所です。町会単位で公園や学校、道路上などを指定しています。

▶避難所

災害により住居が倒壊・焼失するなどの被害を受けた区民を受入れ、宿泊、給食などの救援を行う施設です。

区では、区立小・中学校や都立中学校・高等学校・区施設などを指定しています。

▶避難場所

大震災による市街地火災から住民の安全を確保する公園などのオープンスペースで、東京都が指定した場所です。

区内の避難場所は、隅田公園一帯、谷中墓地、上野公園一帯の3か所が東京都より指定されています。避難場所への避難は、原則として町会単位による集団避難です。

（P26マップ概要版を参照）

▶地区内残留地区

地区内残留地区とは、火災が発生しても地区内の近い距離（1区画程度）の退避を行えば安全が確保でき、広域的な避難をする必要がない地区です。避難場所と同様に東京都が指定しています。

地区内残留地区は、竹町地区の一部地域、上野地区の一部地域です。

▶在宅避難

避難所は多くの方が避難して集団生活をするため、プライバシーが保てず、また感染症のリスクもあります。自宅が安全なら、在宅避難をしましょう。また、在宅避難に備えた日常備蓄も大切です。

水害対策

●問合せ 危機・災害対策課

TEL 03-5246-1092・1093・1094

FAX 03-5246-1099

区では、水害が発生した際の浸水の範囲や程度、水害時の避難場所を記載した水害ハザードマップを作成しています。自宅の浸水の可能性や避難方法などの確認にお役立てください。

避難するタイミング

区では、気象庁から発表される防災気象情報や河川の水位などをもとに、高齢者等避難や避難指示などの避難情報を発令します。区が発令する避難情報をもとに、適切な避難行動をとってください。

避難の方法（水害の時）

台東区で発生する恐れのある水害は、大雨による内水氾濫（下水処理能力の不足により雨水が溢れること）と荒川・神田川の外水氾濫（大雨などで河川が溢れること）、高潮（台風や低気圧による海面上昇現象）、土砂災害（土砂災害警戒区域に指定されている一部地域）の5種類があり、それぞれ避難方法が異なります。区ではハザードマップを作成していますので、自宅の浸水想定を確認いただき、状況に応じて避難してください。なお、荒川氾濫を除き、自宅の浸水想定状況により、2階以上への避難で安全が確保される場合については、避難場所への移動のリスクや、プライバシー確保の観点から、在宅避難が安全です。自宅が1階の場合、早めに安全な場所にある親戚宅等に避難しましょう。

避難する場所（水害の時）

▶自主避難場所

区が避難情報を発令していない段階で、自主的な避難を希望する方に対して開設する避難場所です。食事や生活に必要な物資等は、ご自身でお持ちください。

▶緊急避難場所

区が避難情報を発令した場合に、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所です。土砂災害により自宅が被害を受ける可能性がある場合は、立ち退き避難を原則とします。生命の安全確保を目的とするため、生活の拠点となる避難所とは異なりますので、食事や生活に必要な物資等は、ご自身でお持ちください。

▷避難所

自宅が長期的な浸水や風害等により居住できなくなってしまう場合に、宿泊、給食などの救援を行う施設です。緊急避難場所の閉鎖後、開設します。こちらは、生活の拠点となる場所です。

水害の種類ごとの具体的な避難行動

災害ごとに避難場所や避難行動は異なります。

▷大雨による内水氾濫・神田川の氾濫

最も深い浸水は3m程度で、水は数時間で引くことが想定されています。神田川の氾濫における河岸浸食地域を除き、頑強な建物の2階以上にお住まいの方は、緊急避難場所への避難が必要ありませんので、自宅で安全を確保してください。

▷荒川の氾濫

最も深い浸水は5m程度で、水が引くまで2週間以上かかる可能性があります。高層階にお住まいでも孤立の危険性があるため、早期に浸水想定区域外への避難をしてください。

▷高潮

最も深い浸水は3m程度で、水は数時間で引くことが想定されています。頑強な建築物の2階以上にお住まいの方は、緊急避難場所への避難は必要ありませんので、自宅で安全を確保してください。

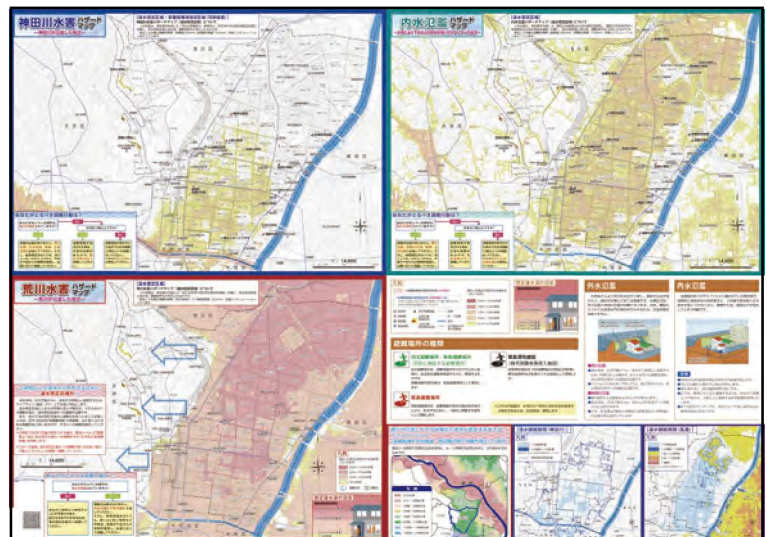
▷土砂災害

谷中、池之端地域では、大雨や地震による地盤の緩みにより、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）が発生する恐れがあります。土砂災害警戒区域にお住まいの方は、避難情報が発令された場合は立ち退き避難により、緊急避難場所へ避難してください。

上記の水害を一枚にまとめた、「台東区水害ハザードマップ」をご用意しています。作成時に各戸に配布しているほか、区公式ホームページや、防災アプリ「台東防災」（P23参照）からご覧いただけます。



▲区ホームページ



防災マップ



地域別避難場所

隅田公園一帯	清川地区の全域、馬道・雷門・浅草寿地区の一部
谷 中 墓 地	谷中地区の全域
上野公園一帯	上記以外の地域(※を除く)

※ 地区内残留地区 竹町、上野地区の一部

	避難場所	
	避難所	区立小・中学校 都立中・高等学校等
	区 役 所	
	警 察	
	消 防	
	給 水 槽	
	深 井 戸	

防 災 機 関	所 在 地	電 話
上野警察署	東上野4-2-4	TEL03-3847-0110
下谷警察署	下谷3-15-9	TEL03-3872-0110
浅草警察署	浅草4-47-11	TEL03-3871-0110
蔵前警察署	蔵前1-3-24	TEL03-3864-0110
上野消防署	東上野5-2-9	TEL03-3841-0119
浅草消防署	駒形1-5-8	TEL03-3847-0119
日本堤消防署	千束4-1-1	TEL03-3875-0119
上野郵便局	下谷1-5-12	TEL0570-943-003
浅草郵便局	西浅草1-1-1	TEL0570-943-986
台東区社会福祉協議会	下谷1-2-11	TEL03-5828-7545
水道局文京営業所	文京区西片2-16-23	TEL0570-091-100
下水道局北部下水道事務所台東出張所	蔵前2-1-8	TEL03-5821-2401
NTT東日本㈱東京東支店	TEL116	
東京電力パワーグリッド㈱上野支社	TEL0120-995-007	
東京ガスお客さまセンター	TEL0570-002-211	

給井 給水槽・深井戸の場所は、災害時、給水所になります。

防 犯 対 策

地域団体への防犯設備 整備費用助成

●問合せ 生活安全推進課 TEL03-5246-1044

防犯パトロール等の防犯活動を月1回以上実施する町会・商店街等が、その防犯活動を補完する目的で防犯カメラ等の防犯設備を設置等する場合に、その経費の一部を助成しています。

また、この助成制度を活用して防犯カメラを設置した団体に対して、保守点検経費や電気料金等の維持管理経費の一部を助成しています。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

自主防犯パトロール用品の貸与

●問合せ 生活安全推進課 TEL03-5246-1044

地域の自主防犯パトロール活動を支援するため、パトロール用ウインドブレーカー、ベストなどの防犯用品を地域の防犯協会を通じて貸与しています。希望する団体は、管轄の警察署の防犯係へお問合せください。

上野警察署 TEL03-3847-0110

下谷警察署 TEL03-3872-0110

浅草警察署 TEL03-3871-0110

蔵前警察署 TEL03-3864-0110

犯罪発生情報等のメール配信 (たいとう安全・安心電子飛脚便)

便利帳
コード tbc1030

●問合せ 生活安全推進課 TEL03-5246-1044

台東区内で発生した犯罪情報等を登録された方の携帯電話、パソコンにEメールで提供しています。登録は無料です。

登録時の通信費、メール受信料は申込者の負担となります。



学校安全ボランティア

便利帳
コード tbc1031

●問合せ 庶務課

TEL03-5246-1402

▷小学校 (P9参照)

小学校単位で、通学路の安全を確保するため、児童の登下校時間に合わせて、見守り・付き添い・パトロールを行う「学校安全ボランティア」の募集を行っています。登録希望の方は各小学校までお問合せください。

防犯ブザーの貸与

●問合せ 庶務課

TEL 03-5246-1402

総務課

TEL 03-5246-1082

区内在学・在住の小中学生を対象に、登下校中の安全を確保するため、希望者に防犯ブザーを貸与しています。

対象	配布方法	問合せ
(1) 区立の小・中学校に在学の方	在学されている学校を通じて配付します。	庶務課
(2) 区内の都立・私立中学校に在学の方、または区内在住で、区外の小・中学校に在学の方	希望される方に区役所窓口で直接配布します。なお、申請時に下記の確認書類をお持ちください。 〔区内都立・私立学校在学の方〕 →在学が確認できるもの（在学証明等） 〔区内在住で区外の学校に在学の方〕 →区内住所と在学されている方の年齢が確認できるもの（マイナンバーカード等）をお持ちください。	総務課



防
災
・
防
犯